

## 令和8年度の国民健康保険税率設定について（仮係数時点）

### 1. 令和8年度 納付金算定（仮係数時点）の状況

#### 【兵庫県全体の状況】

##### ◎一人当たり納付金の変動状況

令和7年度よりも0.8%増

##### ◎令和7年度からの主な変動要因

###### 〔医療給付費分〕

①一人当たり保険給付費の増 (+0.8%)

###### 〔後期高齢者支援金分〕

①国が示す一人当たり負担見込額の増 (+3.4%)

②2年前精算交付額の増 (+6億円)

③令和7年度に実施した伸び率調整のための基金取り崩し分の減 (-9億円)

###### 〔介護納付金分〕

①国が示す一人当たり負担見込額の増 (+1.2%)

②2年前精算交付額の減 (-3億円)

##### ◎納付金算定における留意点

①個別公費・個別経費の相互扶助※を80%反映 ※添付資料「(参考) 個別公費・個別経費相互扶助について」参照  
保険料率を統一するために必要となる個別公費・個別経費の相互扶助について、令和8年度は総額の80%を反映。

②国の公費算定基準の変更が予定されており、本係数に基づく納付金算定結果に影響する可能性がある（高額医療費負担金の基準引上げおよび保険者支援制度の拡充）。

##### ③税制改正に伴う影響

税制改正により、給与所得控除の最低保証が55万から65万に引き上げられることに伴い所得割の賦課ベースとなる旧但し書き所得が減少（国見込-1.5%）

#### 【川西市の状況】

##### ◎一人当たり納付金の変動状況

令和7年度よりも2.5%増

※県全体の伸び率（0.8%）よりも上がり幅が大きい。個別公費・個別経費の相互扶助の影響により伸び率が県全体よりも大きくなっている。

【兵庫県全体の状況】	R8年度（仮係数）	R7年度	伸び率	(参考) 伸び率 (R6→R7)
一人当たり納付金	160,544 円	159,279 円	0.8%	1.9%
うち医療給付費分	110,318 円	110,207 円	0.1%	2.0%
後期高齢者支援金分	37,247 円	36,493 円	2.1%	2.7%
介護納付金分	37,900 円	37,423 円	1.3%	-3.1%
一人当たり納付金(子ども分)	3,245 円	- 円	-	-
一人当たり保険給付費	394,376 円	391,136 円	0.8%	1.9%
被保険者数	894,964 人	915,978 人	-2.3%	-4.5%
保険給付費総額	3,530 億円	3,583 億円	-1.5%	-2.7%

※一人当たり納付金について、介護分は医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額とは一致しない。

【川西市の状況】	R8年度（仮係数）	R7年度	伸び率	(参考) 伸び率 (R6→R7)
一人当たり納付金	164,287 円	160,271 円	2.5%	3.5%
うち医療給付費分	112,025 円	109,650 円	2.2%	3.9%
後期高齢者支援金分	38,461 円	37,432 円	2.7%	3.4%
介護納付金分	38,458 円	37,760 円	1.8%	-2.3%
一人当たり納付金(子ども分)	3,361 円	- 円	-	-

※一人当たり納付金について、介護分は医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額とは一致しない。

##### ◎標準保険料率の変動状況

###### 〔令和7年度と8年度の比較〕

区分	標準保険料率		差引 (①-②)	
	R8年度①	R7年度②		
医療分	所得割率	7.44%	7.43%	0.01pt
	均等割額（1人当たり）	32,345 円	32,098 円	247 円
	平等割額（1世帯当たり）	20,808 円	20,624 円	184 円
後期支援金分	所得割率	3.07%	3.02%	0.05pt
	均等割額（1人当たり）	13,261 円	12,874 円	387 円
	平等割額（1世帯当たり）	8,530 円	8,272 円	258 円
介護分	所得割率	2.71%	2.62%	0.09pt
	均等割額（1人当たり）	13,818 円	13,516 円	302 円
	平等割額（1世帯当たり）	6,890 円	6,636 円	254 円
子ども分	所得割率	0.27%	-	0.27pt
	均等割額（1人当たり）	1,167 円	-	1,167 円
	均等割額（18歳以上）	51 円	-	51 円
	平等割額（1世帯当たり）	742 円	-	742 円

令和8年度の川西市の標準保険料率は、全ての項目で令和7年度よりも増となった。

区分	標準保険料率		差引 (①-②)	
	R8年度①	現行税率②		
医療分	所得割率	7.44%	7.07%	0.37pt
	均等割額（1人当たり）	32,345 円	29,000 円	3,345 円
	平等割額（1世帯当たり）	20,808 円	20,800 円	8 円
後期支援金分	所得割率	3.07%	2.76%	0.31pt
	均等割額（1人当たり）	13,261 円	10,200 円	3,061 円
	平等割額（1世帯当たり）	8,530 円	8,000 円	530 円
介護分	所得割率	2.71%	2.69%	0.02pt
	均等割額（1人当たり）	13,818 円	11,600 円	2,218 円
	平等割額（1世帯当たり）	6,890 円	6,000 円	890 円
子ども分	所得割率	0.27%	-	0.27pt
	均等割額（1人当たり）	1,167 円	-	1,167 円
	均等割額（18歳以上）	51 円	-	51 円
	平等割額（1世帯当たり）	742 円	-	742 円

令和8年度の川西市の標準保険料率と現行税率を比較すると、全ての項目で標準保険料率の方が高くなっている。

### 2. 財政収支などの状況

#### 【被保険者数と一人当たり納付金額の実績と今後の見込】

##### 被保険者数

	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R8見込
被保険者数(4月～3月平均)(人)	30,430	29,796	28,325	26,860	25,460	24,322	23,228
前年度比	-3.3%	-2.1%	-4.9%	-5.2%	-5.2%	-4.5%	-4.5%

団塊の世代が後期に移行

##### 一人当たり納付金額

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8仮係数
一人当たり納付金額(円)(R8～子ども分含む)	148,967	149,411	146,834	149,052	154,875	160,271	167,648
前年度比	3.3%	0.3%	-1.8%	1.5%	3.9%	3.5%	4.6%

#### 【財政収支推計及び基金残高見込】

科 目	R6実績	R7見込	R8見込	推計要件など
国民健康保険税	2,668,266	2,598,616	2,521,953	被保険者数などの見込数値から試算。
使用料及び手数料	1,203	687	504	督促手数料など。R7.4からの督促手数料徴収廃止に伴う滞納額越分の減少を反映。
国庫支出金	10,558	9,690	0	子ども・子育て支援金制度システム改修費など（その都度補助対象項目が示される）。
歳 績	527,729	434,003	454,555	R8保険者努力支援、県線入金などは県が提示した額。特定健診負担金は受診者見込数より推計。
入 財産収入	663	2,168	2,708	国民健康保険事業基金積立金利子。
緑 入金	1,158,474	1,139,887	1,138,260	保険基盤安定緑入金など。国保税と同様に被保険者数などの見込数値から試算。
緑 越金	92,877	91,931	1	決算時点において翌年度緑越金。予算時点では見込まない。
諸 収入	80,334	65,133	81,618	延滞金、雜入（第三者納付金、返納金）など。
歳 入 合 計 (A)	4,540,104	4,342,115	4,199,599	
総務費	299,8			

## 1. 協議事項

### 国民健康保険税条例減免の期間及び財源について(R8年度受付分)

## 2. 概要

- R9年度の国民健康保険標準保険料率統一に合わせ、国保税条例減免についてもR9年度から統一基準により実施することになる。
- 統一基準の減免期間は、最大12か月。  
※国保法59条(収容・拘禁)および旧被扶養者減免除く
- R9年度から11年度の間は市町独自減免も可能だが、相互扶助の対象外となり、独自に財源の確保が必要となる。(条例減免にかかるR8年度までの財源は、一般会計繰入金。R9年度以降は、県全体での相互扶助の対象となる。)

#### 国民健康保険税における減額や減免等について

項目	対象者	対象区分	記載条例	備考
減額	所得合計一定以下の世帯	均等割	国保税条例第23条第1項	地方税法施行令第56条の89
		平等割	//	
	未就学児	均等割	国保税条例第23条第2項	地方税法第703条の5第2項
	出産被保険者	所得割	国保税条例第23条第3項	地方税法第703条の5第3項
特例	特定対象被保険者等(非自発)	均等割	//	
		所得割	国保税条例第23条の2	
		(均等割)	//	地方税法第703条の5の2
減免	震災・風水害・火災による被災世帯	保険税	国保税条例第26条第1項第1号	
	生活保護法による保護基準に準ずる世帯	保険税	国保税条例第26条第1項第2号	
	世帯主が身体又は精神に障害をきたし退職した世帯	保険税	国保税条例第26条第1項第3号	
	旧被扶養者	所得割	国保税条例第26条第1項第4号	
		均等割	//	
		(平等割)	//	
	事業所得者の休業・廃業世帯	所得割	国保税条例第26条第1項第5号	(市長が認めたとき) 対象は減免規則に記載
		(均等割)	//	
		(平等割)	//	
	給与所得者の退職による所得減少世帯	所得割	国保税条例第26条第1項第5号	(市長が認めたとき) 対象は減免規則に記載
		(均等割)	//	
		(平等割)	//	

条例減免

※旧国(国保から後期高齢に移行した被保険者がいる世帯)は減額・減免ではなく国保税条例・地方税法で定額規定されている  
※国保法59条(収容・拘禁)に該当する被保険者は、減免ではなく当該期間の資格を取り消している

## 3. 課題

- 現行の市国保税条例減免の減免期間は2年度間(最大24か月)となっている。
- 減免基準統一後のR9年度においても2年目となる減免を実施する場合、財源が必要となる。

## 4. 方針(案)

- R8年度に受け付けた減免については、移行期間の暫定措置として、現行どおり減免期間を2年度間(最大24か月)とする。
- 減免期間2年度目の減免にかかる財源は、基金を活用する。